

議案第 5 3 号

四万十町税条例の一部を改正する条例について

四万十町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 1 1 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町税条例の一部を改正する条例

(四万十町税条例の一部改正)

第 1 条 四万十町税条例（平成18年四万十町条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の 3 の 2 まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の 3 の 2 まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の 2 の見出し中「法附則第15条」の次に「等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第15条の 2 中「令和 2 年 9 月30日」を「令和 3 年 3 月31日」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第 9 条第 7 項の規定は法附則第59条第 3 項において準用する法第15条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について、第 9 条第 8 項の規定は法附則第59条第 3 項において準用する法第15条の 2 第 9 項第 4 号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

2 第10条第 1 項の規定は法附則第59条第 3 項において準用する法第15条の 3 第 1 項第 4 号に規定する条例で定める債権について、第10条第 2 項の規定は法附則第59条第 3 項において準用する法第15条の 3 第 1 項第 7 号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

第 2 条 四万十町税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の 2 第 2 項中「法附則第62条」を「法附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。